

平成28年(モ)4061号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 官部龍彦

2016年12月15日

準備書面2

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 河村 健夫



同 山本 志都



同 指宿 昭一



同 中井 雅人



以下のとおり、主張を補充する。

第1 原決定時における「同和地区 Wiki」での別紙目録3の掲載状況について

1 債権者ら代理人弁護士弁護士による確認

基本事件である横浜地裁相模原支部 平成28年(ヨ)16号 仮処分命令申立は、2016年4月4日付でなされている。この申立時に債権者ら代理人弁護士中井雅人が、別紙目録3が「同和地区 Wiki」で掲載されていることを確認している。そのため、少なくとも、2016年4月4日までは別紙目録3が「同和地区 Wiki」で掲載されていたといえる。

2 債務者の供述

債務者が代表を務める示現舎のウェブサイトには、2016年4月20日付で、「昨日、横浜地裁相模原支部の仮処分決定が届きました。決定の内容はこちらです。おそらく今度は間接強制がかけられるので、『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。」と述べる債務者の投稿がある(疎甲30)。この記事の記載からすれば、債務者が横浜地裁相模原支部の仮処分決定を受けた後、間接強制をかけられるのをおそれて、「同和地区.みんな」ドメインを含む債務者が対処可能なサイトは削除し、別サイトに転送したことが認められる。

そして、現に債務者は、横浜地裁相模原支部 平成28年(ヲ)8号 間接強制申立事件の意見書(疎甲31)においても「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである」と述べている。そうすると、債務者は、「仮処分決定」すなわち現決定後に「同和地区.みんな」のウェブサイトを削除したことになる。

したがって、原決定時において「同和地区 Wiki」内に別紙目録3が掲載されていたといえる。

第2 ウェブサイト管理者の責任について

1 ドメイン所有者

債務者は、「同和地区.みんな」のドメインは管理しているが、内容につ

いてまで債務者が管理していないと述べている（基本事件答弁書22頁等）。また、債務者「同和地区.みんな」内のウェブサイト上の投稿について自ら投稿していないものがある旨主張している（基本事件答弁書23頁等）。

しかし、ドメインを所有し管理しているにもかかわらず、その内容を管理できないということはある得ない。ドメインを所有するということはウェブサイト管理できると言うことである。敷衍すると、ドメインを所有し、自らホームページを開設している者が当該ホームページを管理できないということはある得ないということである。ドメイン所有者が、自らウェブサイト上に設置した掲示板等に投稿された権利侵害情報の内容を知らないということはある得ても、その権利侵害情報を削除する等管理できないということはある得ない。

そうすると、債務者が、万が一、「同和地区.みんな」ドメイン内のウェブサイト上の投稿について自ら投稿していない権利侵害情報があったとしても、その管理責任を負う以上、不法行為責任を免れることができない。

また、債務者は『同和地区.みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。」（疎甲30）と述べているのであり、「仮処分決定正本の到達日に、全ての債務を履行済みである」（疎甲31）と述べているのであるから、「同和地区.みんな」ドメイン内の投稿内容について管理可能なのである。

2 裁判例の状況

万が一、債務者が「同和地区.みんな」ドメイン内に債権者らの権利を侵害する情報を投稿していないとしても、ウェブサイト管理者に責任を課している裁判例が多数存在する。代表的な裁判例ひとつ挙げる。

動物病院対2ちゃんねる事件・東京地裁2002（平成14）年6月26日判例ダイムズ1110号92頁（疎甲32）では、ウェブサイト管理者に対し、当該ウェブサイト内の他人の名誉を毀損する投稿について、削

除義務があること、損害賠償責任を負うことが認められた。

この判決は、真実性・真実相当性の抗弁について管理者側がその存在を主張立証しなければならなかったとした。これは、書き込んだ者が誰かわからない掲示板という「危険なホームページ」を開設している者に対し、名誉権保護の見地から厳しい義務を課したものである。

本件でも、債務者は、「同和地区 Wiki」メインページにおいて「編集者は、Tor を導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。Tor なしでの編集はできません。Tor の使用は読者・編集者を保護するためのもので、サーバーを保護することを目的としていません。」と述べている（疎甲33）。Tor（トーア、英語: The Onion Router）とは、IP アドレスを相手に知られることなくインターネットに接続したり、メールを送信したりできる匿名の通信システムである。すなわち、「同和地区 Wiki」書き込んだ者が誰かわからない掲示板という「危険なホームページ」なのである。

したがって、「同和地区.みんな」ドメインのウェブサイト管理者である債務者も、債権者らの権利を侵害する投稿について当然、削除義務を負い、損害賠償責任を負うのである。

以上